平成 24 年 3 月 23 日 規則第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。) 及びあわら市景観条例(平成24年あわら市条例第1号。以下「条例」い う。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観まちづくり協議会の認定の申請等)

- 第2条 条例第9条1項の規定により、景観まちづくり協議会の認定を受けようとする者は、景観まちづくり協議会認定申請書(様式第1号)に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。
 - (1) 規約
 - (2) 活動地区を示す図面
 - (3) 構成員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは速やかに当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは景観まちづくり協議会認定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(景観まちづくり協議会による提案)

- 第3条 条例第9条2項から第4項までの規定による提案は、提案書(様式第3号)に次に掲げる図書を添付して行うものとする。
 - (1) 構成員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務 所の所在地) を記載した書類
 - (2) 会議録
 - (3) 提案に係る区域を示す縮尺2,500分の1以上の図面(行為の届出)
- 第4条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、景観計画区域内 行為(変更)届出書(様式第4号)に別表に掲げる図書を添付して行う ものとする。
- 2 市長は、前項の届出を受理したときは速やかに内容を審査し、当該届 出に係る行為があわら市景観計画に定められた行為の基準に適合する と認めるときは景観計画区域内行為適合通知書(様式第5号)により通 知するものとする。
- 3 法第16条第3項の規定による勧告は、景観計画区域内行為勧告書(様式第6号)により行うものとする。

(完了の報告)

第5条 前条第1項の届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは速やかに景観計画区域内行為完了届(様式第7号)に当該行為完了後の建築物等及びその周辺の状況を示す写真を添付して市長に提出しなければならない。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第6条 法第21条第1項又は法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物(樹木)指定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の現状変更の許可の申請)

- 第7条 法第22条第1項又は法第31条第1項の許可の申請は、景観重要建造物(樹木)現状変更許可申請書(様式第9号)により行うものとする。
- 2 法第22条第1項又は法第31条第1項の許可は、景観重要建造物(樹木) 現状変更許可書(様式第10号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の解除の通知)

第8条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条 第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要 建造物(樹木)指定解除通知書(様式第11号)により行うものとする。 (景観審議会の組織)

- 第9条 条例第21条に規定する景観審議会(以下「景観審議会」という。) は、委員10人以内で組織する。
- 2 景観審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体代表者
 - (3) 行政関係者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者 (任期)
- 第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

- 第11条 景観審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、景観審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 景観審議会は、会長が招集する。

- 2 景観審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くこと ができない。
- 3 景観審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数 のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第13条 景観審議会の庶務は、土木部建設課において処理する。 (委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月16日規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日規則第13号の2)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の各規則の規定は、この規則の施行の日以後に された申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例に よる。
- 3 この規則による改正前の各規則の規定に定める様式による用紙は、当 分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第4条関係)

行為の種類	添付図書		
(1) 建築物の建築等、工作物	種類	内容	縮尺
の建築等又は屋外広告物	位置図	当該建築物、工作物又は屋外広告物の所	2,500 分の 1 以上
の表示等		在する敷地(以下この表において「当該	
		敷地」という。) の位置及び当該敷地の	
		周辺の状況を表示する図面	
	写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を	
		示す写真	
	配置図	当該敷地内における建築物、工作物又は	100分の1以上
		屋外広告物の位置及び規模を表示する	
		図面	
	立面図	当該建築物、工作物又は屋外広告物の彩	50 分の 1 以上
		色が施された2面 以上の立面図	
(2) 都市計画法 (昭和 43年	位置図	当該開発行為を行う土地の区域並びに	2,500 分の 1 以上
法律第 100 号)第 4 条第 12		当該区域内及び当該区域の周辺の状況	
項に規定する開発行為		を表示する図面	
	写真	当該開発行為を行う土地の区域及び当	
		該区域の周辺の状況を示す写真	
	配置図	設計図又は施行方法を明らかにする図	100分の1以上
		面	
(3) 土地の開墾、土石の採取	位置図	当該行為を行う土地の区域並びに当該	2,500 分の 1 以上
その他の土地の形質の変		区域内及び当該区域の周辺の状況を表	
更		示する図面	
	写真	当該行為を行う土地の区域及び当該区	
		域の周辺の状況を示す写真	
	配置図	当該行為を行う土地の区域内における	100分の1以上
		土地の形質の変更の位置及び規模を表	
		示する図面	
(4) 屋外における土石、廃棄	位置図	当該行為を行う土地の区域並びに当該	2,500 分の 1 以上
物その他の物件の堆積		区域内及び当該区域の周辺の状況を表	
		示する図面	
	写真	当該行為を行う土地の区域及び当該区	
		域の周辺の状況を示す写真	100 () 5 (11)
	配置図	当該行為を行う土地の区域内における	100 分の 1 以上
		堆積の位置及び遮へい物の位置、種類、	
		構造、規模、高低差等を表示する図面	

備考

- 1 この表に定めるもののほか、行為の届出に関し参考となるべき事項を記載した図書がある場合には、これを添付すること。
- 2 行為の規模が大きいため、この表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

あわら市長様

申請者 住所 氏名 電話番号

景観まちづくり協議会認定申請書

景観まちづくり協議会の認定を受けたいので、あわら市景観条例施行規則第2条第 1項の規定により、関係図書を添えて申請します。

名称	
事業所の所在地	
代表者氏名	
活動地区	
構成員の数	

第号年月日

樣

あわら市長印

景観まちづくり協議会認定通知書

年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり協議会について、次のとおり 認定したので通知します。

認定番号	第		号	
認定年月日	年	月	日	
景観まちづくり協議会の名称				
景観まちづくり協議会の所在地				
備考				

あわら市長様

届出者住所協議会名代表者氏名電話番号

提 案 書

あわら市景観条例第9条第2項(第3項・第4項)の規定により、次のとおり提案 します。

認定番号	第		号	
認定年月日	年	月	Ħ	
景観形成重点地区の名称				
景観形成重点地区の所在地				
提案する内容				

あわら市長 様

申請者 住所 氏名

(法人にあっては主たる事務所の 所在地名称及び代表者氏名) 電話番号

景観計画区域内行為(変更)届出書

景観法第16条第1項及び第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為地の所在・地番										
設計者の住所										
施行者の住所										
		□景観形成重点地区	()地区						
区域区分		□上記以外の区域								
	建築物	新築・増築・改築・移	病転・大規模な修繕・	・外観の色彩の変更						
	工作物	新築・増築・改築・移	病転・大規模な修繕・	・外観の色彩の変更						
	F / H/m	表示・内容の変更 応	芸物を掲出する物件	中の設置・改造・移						
行為の種類	広告物	転・修繕・色彩の変更								
	開発行為	宅地の造成								
	土地の形質の変更	土地の開墾・土石の採取・ ()								
	物件の堆積	土石・廃棄物・再生資源・(
	主要用途		構造							
		届出部分	既存部分	合計						
	敷地面積	m^2	m^2	m^2						
	建築面積	m^2	m^2	m^2						
	延べ床面積	m^2	m^2	m^2						
建築物の	階数	階	高さ	m						
概要	LL [) 2°++	屋根								
	仕上げ材	外壁								
	点 . 70%	屋根								
	色彩	外壁								
	油袋凯 港	屋根								
	建築設備	外壁								

	種類				構造			
工作物の	規模	高さ	延長		副	面	i積	その他
概要		m		m	m		\mathbf{m}^2	
似安	仕上げ材							
	色彩							
広告物の	種類				数量			
概要	表示面積		m^2		色彩			
1945年	材質			È	こな表示内容	\$		
開発行為の								
概要								
土地の形質の	行為面積		\mathbf{m}^2			\mathbf{m}^2		m^2
変更の概要	施行方法	口切土	□ 盛土		〕その他			
	行為後の							
	法面の高さ							
物件の堆積の								
概要								
行為の期間	年	月	日から		年 月		日ま	で
景観形成のた								
めに配慮した								
事項								

備考

- 1 この届出書には、関係図書を添付してください。
- 2 行為の種類については、該当の事項に○印をつけてください。
- 3 該当する□の中に印をつけてください。

樣

あわら市長 印

景観計画区域内行為適合通知書

年 月 日付けで届出のあった景観計画区域内の行為は、あわら市景観計画に定められた行為についての制限に適合すると認められるので、あわら市景観条例施行規則第4条第2項の規定により、通知します。

行為の種類								
行為地の所在・地番								
行為の期間	年	月	日	~	年	月	日	

第号年月日

樣

あわら市長 印

景観計画区域内行為勧告書

年 月 日付けで届出のあった景観計画区域内の行為は、あわら市景観計画に定められた行為についての制限に適合しないと認められるので、必要な措置をとるよう次のとおり勧告します。

行為地の所在・地番	
不適合の理由	
勧告の内容	

あわら市長様

申請者 住所 氏名

(法人にあっては主たる事務所の 所在地名称及び代表者氏名)

電話番号

景観計画区域内行為完了届

年 月 日付け 第 号で適合通知のあった景観計画区域内の行為が完了したのであわら市景観条例施行規則第15条の規定により次のとおり届け出ます。

行為の種類	
行為地の所在・地番	
完了年月日	

樣

あわら市長 印

景観重要建造物(樹木)指定通知書

景観法第19条第1項(第28条第1項)の規定に基づき、次の建造物(樹木)を景観重要建造物(樹木)として指定したので、同法第21条第1項(第30条第1項)の規定により通知します。

指定番号	第		号
指定年月日	年	月	日
景観重要建造物(樹木)の 名称(樹種)			
景観重要建造物(樹木)の 所在地			
景観重要建造物(樹木)所 有者の住所及び氏名			
指定の理由となった外観 (樹木)の特徴			
建造物にあっては、景観重 要建造物一体となって良好 な景観を形成している土地 その他の物件の範囲			

あわら市長様

届出者 住所 氏名

> (法人にあっては主たる事務所の 所在地名称及び代表者氏名)

電話番号

景観重要建造物(樹木)現状変更許可申請書

景観重要建造物(樹木)の現状を変更したいので、景観法第22条第1項(第31条 第1項)の規定により次のとおり申請します。

指定番号			,	第		号			
指定年月日			-	年	月	日			
景観重要建造物(樹木) の名称(樹種)									
景観重要建造物 (樹木) の所在地									
行為の内容									
行為の期間	着工予定	年	月	日		完了予定	年	月	目

備考 景観法施行規則第9条第2項又は第14条第2項各号の図書を添付してください。

樣

あわら市長印

景観重要建造物(樹木)現状変更許可書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物(樹木)の現状変更については、次の条件を付して許可します。

指定番号	第		号	
指定年月日	年	月	日	
景観重要建造物(樹木)の 名称(樹種)				
景観重要建造物(樹木)の 所在地				
行為の内容				
行為の期間				
許可の条件				

印

樣

あわら市長

景観重要建造物(樹木)指定解除通知書

景観法第27条第3項(第35条第3項)において準用する同法第21条第1項(第30条第1項)の規定により、次の景観重要建造物(樹木)の指定を解除したので通知します。

指定番号	第		号
指定年月日	年	月	日
景観重要建造物(樹木)の 名称(樹種)			
景観重要建造物(樹木)の 所在地			
解除年月日	年	月	日
解除の事由			

- 様式第1号(第2条関係)
- 様式第2号(第2条関係)
- 様式第3号(第3条関係)
- 様式第4号(第4条関係)
- 様式第5号(第4条関係)
- 様式第6号(第4条関係)
- 様式第7号(第5条関係)
- 様式第8号(第6条関係)
- 様式第9号(第7条関係)
- 様式第10号(第7条関係)
- 様式第11号(第8条関係)